

令和6年6月25日

公益社団法人 宮城労働基準協会

古川支部会員事業場 殿

古川労働基準監督署

署長 相澤 隆之

公益社団法人 宮城労働基準協会 古川支部

支部長 木田 秀隆

(公印省略)

第14次労働災害防止推進計画（14次防）に向けた特別教育等受講のお願い

平素より労働行政に関し、労働基準監督署並びに基準協会支部の業務運営にご理解とご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境を実現するためには、令和5年度スタートの第14次労働災害防止推進計画に掲げられた各種指標の達成、さらには自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、労働災害防止対策を一層推進する必要があります。

当協会として、これまで「職長教育」のみに開催してきた「能力向上」の教育、講習等の幅を広げ（一例：「衛生管理者能力向上教育」）、労働安全衛生法（第19条の2、第60条の2）に規定されている能力向上教育等の内容の充実も図りますので、これまでの知識等に加え、これからの安全衛生管理に求められる「より高い管理水準」を身に付けていただけるよう積極的な受講をお願いいたします。

また、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発として「Safework 向上宣言」を安全、衛生の両面から主体的に行い、定期的に自己検証していくことが大切です。

さらに、本年8月設立予定の「宮城安全衛生管理担当者の会」は、業種、規模を問わず、各事業場の安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等を対象とし、求められている自主的な安全衛生活動を支援する組織です。（当協会 HPI「宮城安全衛生管理担当者の会 入会のご案内」ご参照）

そのような中、古川労働基準監督署長より、必要な講習、取り組み等には時期を逸することなく受講されるよう勧奨がありましたので遅滞なくご対応されるようお願いいたします。

能力向上教育は労働災害の動向、技術革新の進展、経済情勢の変化等に対応しつつ事業場における安全衛生水準を向上する上で、衛生管理者や作業主任者等の有資格者に対し、安衛法第19条の2により概ね5年に1度の受講が求められています。

古川支部としましては、次の通り予定しております。

- ①有機溶剤作業主任者能力向上教育(7時間)を令和6年10月18日(金) ※ホームページ掲載は8月1日予定
- ②特定化学物質等作業主任者能力向上教育(7時間)を令和7年2月14日(金)

尚、各種能力向上教育の開催予定は当協会のホームページにて逐次ご確認いただけますよう、宜しくごお願い申し上げます。